

# 盛岡市立保育所民営化計画

盛岡市

平成 18 年 8 月

## 目次

I	民営化計画	
1	はじめに	
	（1）民営化を進める理由	…1
	（2）計画の目的	…1
2	民営化の時期と対象保育所	…1
3	対象保育所の公表と説明会の実施	…2
4	民営化の形態	…2
5	運営主体と施設の譲渡制限	…2
6	職員の処遇	…3
7	運営の条件	…3
8	移管先法人の公募	…4
9	移管先法人の選定方法	…5
10	引継ぎ	…5
11	移管後の市の関与	…6
II	第1次民営化実施計画	…7

## I 民営化計画

### 1 はじめに

#### (1) 民営化を進める理由

盛岡市は、地方分権が進むなかで、基礎自治体としての役割をとらえ直すとともに、厳しい財政状況を克服し、少子高齢化への対応など市政に託されたさまざまな課題に対応するため、行財政運営全般の構造改革を進めています。

「最小の経費で最大の効果をあげるよう」努めることが行政の責務であり、より少ない経費で同じサービスを提供できる方法があれば、その方法を検討すべきであり、その方法が変化に対して迅速かつ柔軟に対応できる点で優れているのであれば変えていくべきと考えています。

かつて保育所では、一定の保育サービスを提供すれば足りていましたが、保護者の就労形態などの変化により、保育ニーズが多様化し、保育所独自にきめ細かく対応するといった柔軟さが求められています。

このような状況から、民間保育所の持つ機動性や柔軟性を生かして、多様な保育サービスを提供するため、官と民との役割分担や責任の確保策、効率性、サービスの水準を検証しながら、「民間でできることは民間に委ねる」を原則に、公立保育所の管理運営業務の民営化を進めることとしたものです。

当市は、平成17年度に待機児童が50人以上となっており、保育需要が増大しています。児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の7では、「保育の実施への需要が増大している市町村は、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、保育の実施に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする」と規定されていることから、公立保育所の民営化を進め、待機児童の解消にも努めなければならないものと考えています。

#### (2) 計画の目的

この計画は、市の公立保育所を民営化する際の基準を定め、市民・事業者へ広く示すことにより、民営化に対する保護者や市民の不安を解消し、円滑な民営化を図るとともに、優良な事業者の参入を促し、安定的継続的な保育所運営を目指すことを目的としています。

### 2 民営化の時期と対象保育所

民営化は、順次行うこととしていますが、おおむね5年間で、その期

間内における民営化の計画を立て、進めることとします。対象とする保育所は、待機児童数、施設設備、就学前児童数、特別保育のニーズ等の状況を勘案しながら判断してまいります。

### 3 対象保育所の公表と説明会の実施

対象保育所の公表は、利用者が保育所を選択する際の参考にできるように、公表から民間移管まで最低1年間の期間を確保するよう努めます。

また、公表後対象保育所の保護者に対して説明会を実施します。

### 4 民営化の形態

民営化の形態は、施設の設置・運営を民間が行う民間移管方式とします。

- (1) 土地は、10年間無償貸付とします。無償貸付期間経過後については、期間満了前に市と協議のうえ、期間を更新することができるものとします。
- (2) 建物・備品及び工作物については、無償譲渡とします。
- (3) 建物が国の財産処分制限期間（木造27年、鉄筋コンクリート60年）を超えている場合などについては、現在地での建て替えの可能性などを検討したうえで、建物は、民間で建設していただくこととします。
- (4) 施設の整備にあたっては、次世代育成支援対策施設整備交付金対象事業として、市と協議を行っていただくほか、市単独での保育所施設整備補助金の交付を行う予定です。

### 5 運営主体と施設の譲渡制限

保育所の運営主体に関しては、平成12年から国の規制が緩和され、地方公共団体又は社会福祉法人に限定されていた認可保育所の運営主体が株式会社、学校法人、NPO等にも認められるようになりました。

しかし、国庫負担金を受けて建設した施設を無償譲渡するにあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条で制限があり、国で定める財産処分制限期間内に無償譲渡する場合、相手は、地方公共団体、社会福祉法人又は民法第34条の規定により設立された法人に限られています。

また、上記の処分制限期間を超えて譲渡する場合は、運営主体の制限はありませんが、市の財産を無償譲渡することや法人の設立目的などから判断し、市としては、社会福祉法人又は民法第34条により設立された法人（以下「社会福祉法人等」といいます。）を対象に移管することとします。

## 6 職員の処遇

公立保育所に勤務している職員に関しては、退職者不補充を原則とし、対象保育所に勤務している職員を他の部署に配置換えすることなどにより、民営化を進めることとします。

## 7 運営の条件

保育所の運営主体には、次の条件を付します。

### (1) 関係法令等の遵守

関係諸法令を遵守し、市の指導に従うこと。

### (2) 保育時間と休園日

① 通常の保育時間は、午前7時から午後6時までとすること。

② 休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、3日及び12月29日、30日、31日とすること。

### (3) 定員及び受入れ年齢

① 移管前の定員を下回らないこと。定員を決定・変更する際には、市と事前に協議すること。

② 乳児から5歳児までを受け入れること。ただし、乳児の受入れについては、移管後3年以内に行うこと。

### (4) 職員配置

① 園長は、社会福祉事業に従事した経験を5年以上有し、児童福祉に熱意のある者とする。

② 保育士のうち最低1名は、10年以上の保育経験を有する者とする。

③ 保育士の3分の1以上（園長、上記の10年以上の保育経験を有する者を含む）は、5年以上の保育経験を有する者とする。

④ 乳児保育を行うにあたっては、看護師等を配置し、乳幼児の健康管理に努めること。

⑤ 栄養士を置くこととし、乳幼児の栄養管理や食育を進めること。

⑥ 食数に応じて必要な調理員を配置すること。

### (5) 保育内容の継承

保護者のご意見・要望等を取り入れながら、対象保育所の保育内容を継承すること。

### (6) 特別保育事業

① 延長保育は、最低限午後8時まで実施すること。

② 一時保育又は休日保育の実施に関しては、市と協議を行うこと。

③ 集団保育が可能な障害のある子どもを原則として受け入れること。

(7) 行事

- ① 原則として、移管前の年間行事を継承すること。また、その他の行事の実施については、保護者の同意を得て行うこと。
- ② 地域活動事業として月 1 回以上の保育所の開放を行うとともに、地域の子育てを支援するための育児相談等を行うこと。

(8) 給食・保健衛生

- ① 給食は、自園調理方式を採用すること。
- ② 給食の提供にあたっては、児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画に基づき、児童の体調や食物アレルギーに対する除去食等の実施など個別事情に十分配慮すること。
- ③ 「食育基本法」や「保育所における食育に関する指針」に基づいて各年齢の発育・発達段階に応じた食育に取り組むこと。また、献立の提示や展示食を実施するなど児童・保護者に対する栄養指導に努めること。
- ④ 給食施設・設備をはじめ、施設の衛生管理、児童・職員の健康管理を徹底すること。
- ⑤ 園児に対しては、年 2 回の健康診断や歯科健診、年 1 回の眼科健診や耳鼻科健診などの当市の定める健診等を必ず実施するとともに、嘱託医等との連携を十分図ること。

(9) 費用の徴収

園児に配布する絵本等の教材費、園外活動にかかる実費、延長保育料、特別保育の利用料その他市が認める実費徴収金以外の負担を保護者に求めないこと。

ただし、保育サービスの対価として必要と判断する場合は、保護者とよく協議し、理解を得てから実施すること。

(10) 職員研修

職員の資質向上のため、職員研修計画を作成し、積極的に研修等に参加させること。

(11) 保護者との懇談等

保護者との懇談を適宜開催し保護者の意向を把握するとともに、保護者の要望に対しては誠意を持って対応すること。

また、苦情解決の仕組み（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置）を整備すること。

## 8 移管先法人の公募

移管先の法人は、公募により選定することとし、応募資格は、次のすべてに該当するものとします。

- ① 岩手県内に法人本部がある社会福祉法人等であること。
- ② 岩手県において認可保育所を設置運営している実績があること。

## 9 移管先法人の選定方法

### (1) 選定委員会

- ① 応募提案を審査選定するため選定委員会を設置します。
- ② 選定委員は、学識経験者、対象保育所の保護者代表等のうちから5名程度を選任します。
- ③ 選定委員会の会議は非公開としますが、応募者からのヒアリングは公開とします。

### (2) 選定要領

選定要領は、選定委員会で協議して定め、公表します。

### (3) 決定

選定委員会が選定した法人と移管の事業内容等について詳細を協議したうえで、市長が決定します。

## 10 引継ぎ

### (1) 移管までの準備期間と移管計画の策定

移管先法人が決定されてから移管までの準備期間として1年間を確保するよう努め、事業者の引継体制や保護者の理解等、移管されるまでに十分な準備ができるよう移管計画を立てます。

### (2) 引継ぎの進行管理等

市は、円滑に移管が行われるよう、移管計画に基づき進行管理を行うとともに、問題が生じた場合には、必要な改善・指導を行います。

また、移管準備期間や引継保育期間において、市は、研修や職員配置について必要な支援を行います。

### (3) 引継保育の実施

移管の際には、保育士等の職員が入れ替わること等から、子どもたちが新しい保育士に早く慣れることができるよう、移管のための準備期間中に市職員と事業者職員が合同で保育に当たる期間を設けます。移管の期間中に子どもの様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引継ぎを行います。

引継保育の期間は、1年を目安としますが、その具体的な期間については対象保育所の状況を踏まえ、保護者・事業者・市で協議のうえ、定めます。

### (4) 保護者・事業者・市の三者による話し合いの場の設置

円滑な引継ぎを行うためには、保護者・事業者・市の信頼関係が大切な

ことから、事業者の決定後、速やかに三者による話し合いの場を設けます。

また、事業者職員と市立保育所職員の両者が円滑な移行に向けた意識づくりを行うため、互いに交流する機会を設けます。

## 1.1 移管後の市の関与

### (1) 移管後における市の支援

事業者の質の維持・向上のため、市は、他の私立保育所と同様に補助金や研修の面で支援していきます。

### (2) 移管後の保育内容の確認等

移管後においても市職員の訪問指導を行い、円滑な引継ぎに努めます。

また、引き続き一定期間、保護者・事業者・市の三者において定期的な話し合いの場を設け、保育内容を逐次確認するとともに、移管に関する問題が生じた場合には、必要な改善・指導を行います。

### (3) 保育内容の評価と結果の公表

移管後における保育内容について、保護者へのアンケート等を実施し、その運営状況の評価を公表します。

## Ⅱ 第1次民営化実施計画（平成18年度～平成22年度）

盛岡市の公立保育所の民営化については、平成18年度から準備を進め、平成20年度から順次民営化していくこととしていますが、この計画は、平成22年までの5年間で第1次計画として位置づけ、民営化を実施していきます。

なお、第2次民営化実施計画（平成23年度～平成27年度）は、平成21年度に策定し、公表します。

### 1 対象保育所

第1次計画において実施する民営化の時期と対象とする保育所は、次のとおりとします。

移管年度	保育所名 所在地	認可設置年月日 改築年	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	定員・保育 開始年齢
平成20年度	津志田保育園 盛岡市三本柳 4-16-1	昭和45年4月1日 平成元年改築	3,656	601	90名 1歳
平成21年度	なかの保育園 盛岡市東中野字見石 55	昭和45年5月1日	1,494	422	90名 1歳

### 2 対象保育所の選定理由

民営化する保育所を選定した理由は、次のとおりです。

#### (1) 津志田保育園

- ① 都南地区での乳児保育の需要が高いこと。
- ② 園庭が広く、乳児保育を行うための乳児・ほふく室等の整備が可能であること。
- ③ 今後も保育需要が見込めること。

#### (2) なかの保育園

- ① 施設が老朽化しており、建て替えが必要なこと。
- ② 建て替えのための保育所用地が近隣にあること。
- ③ 乳児保育の需要があること。
- ④ 近接して住宅地の開発等があり、今後も保育需要が見込めること。

### 3 民営化にあたって実施・充実する保育サービス

#### (1) 乳児保育

#### (2) 特別保育

午後8時までの延長保育、一時保育・休日保育の実施

#### (3) 子育て支援

子育て支援センターの実施